第２次富谷市総合計画
基本構想案

１．まちづくりの将来像・基本理念

（１）まちづくりの将来像

本市は、昭和 38（1963）年の町制施行以降、平成 28（2016）年の市制施行を経て、60 年以上、着実な人口増加を続けてきました。

市制施行した平成 28（2016）年度に「富谷市総合計画」を策定し、10 年間、快適で利便性の高い住宅地の整備や子育て支援、学校教育の充実などに取り組み、住み良い居住環境を創出することにより、多くの方々から生活の場として選ばれるまちづくりを進めてきました。

今後も、誰もが幸福で生き生きと暮らし、発展し続ける富谷を創造するため、これからも市民の声を大切にして、市民や地域、企業など、多様なつながりによる「オールとみや」の体制で、どなたからも『住みたい』・『住んでよかった』と思ってもらえるまちを目指します。

これまでのまちづくりの成果を更に高めるため、前計画を継承する形で、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）を計画期間とする「第２次富谷市総合計画」の将来像を次のとおり定めます。

住みたくなるまち日本一
～ 100 年間ひとが増え続けるまち ～

（2）基本理念

将来像の実現に向け、まちづくりの基本理念を以下のように定めます。

市民が主役のまちづくり “市民力”を発揮して、誰もが住み良い富谷へ

市民が想いや誇りを持って様々な活動に生き生きと取り組み、幸福に暮らすには、「市民のために、市民と共に、市民が主役のまちづくり」が重要です。市民が持つ能力を生かし、その市民力を発揮できる場が数多く存在することで、まちが活力にあふれ、市民はもとより、本市を訪れる人々にとっても魅力的なまちになります。

本市では、市民活動が活発に行われていることにより、新たな人と人とのつながりが生まれ、多様な主体による協働の取組が広がるなど、まち全体が活気づいており、その「市民力の高さ」は本市の一番の強みになっています。

今後も、新たな「市民力」を掘り起こし、育みながら、市民力が発揮されるよう、行政は環境の整備などに取り組み、市民の皆さんをサポートしてまいります。

2．まちづくりの柱・基本目標

令和 8 年度に市制施行から 10 年を迎えるという次のステージに向けて、本市の強みである「市民力」を生かしながら、世代や立場を超えた多様な人々がつながる「オールとみや」の体制で、「持続可能なまちづくりの推進」、「田園都市の実現」、「子どもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの推進」をまちづくりの柱に、誰もが「住みたくなる」、そして「住んで良かった」、将来にわたって「住み続けられる」サステナブルなまちづくりを進めていきます。

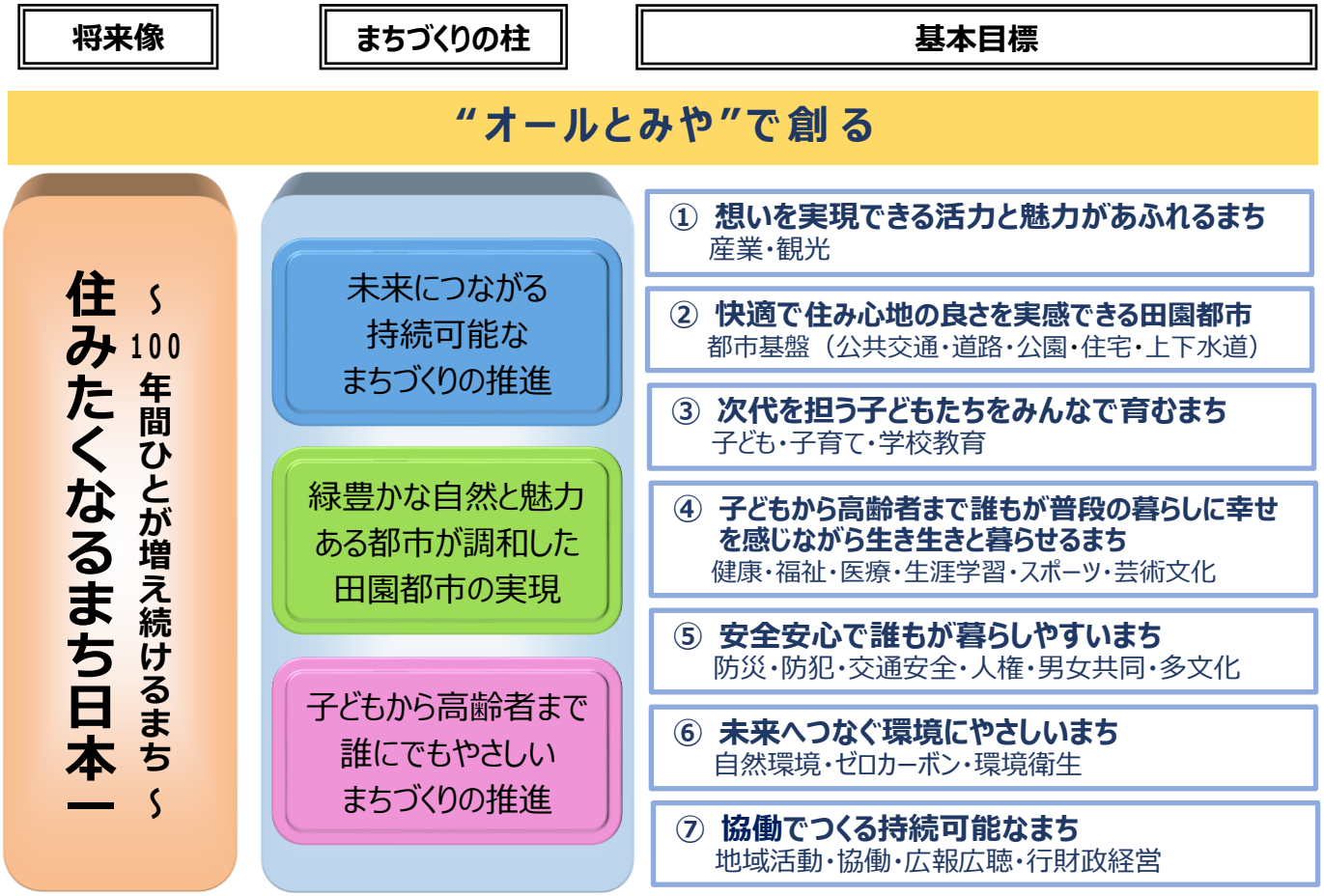

2．まちづくりの柱・基本目標

以下の３つをまちづくりの柱に、将来像の実現に向けてまちづくりを進めてまいります。

未来につながる持続可能なまちづくりの推進

持続可能なまちづくりとは、誰もが安全で快適に暮らし続けられる都市やコミュニティを実現するものです。具体的には、災害に強いインフラの整備や地球温暖化による気候変動への対応、再生可能エネルギーへの転換、多様な人々が共生できる社会の実現などの取組があります。環境資源は有限であるという前提に立ち、それらを適切に管理することにより、経済活動や社会が長期的に維持されると考えられています。

身近な地域社会においても、生活を維持していくためには、環境と経済の両立が不可欠であり、市民、事業者、行政などが協働して、本市が掲げる将来像や基本目標の達成に取り組むことにより、未来につながるサステナブルなまちづくりを推進します。

緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した田園都市の実現

本市は、49.18 ㎢というコンパクトな市域の中に、古くからの田園地帯や森林を保全する一方で、新興住宅地や商業地を拡大させ、豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市を形成してきました。

これからも将来像の実現に向けて、緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した持続可能な田園都市の実現を目指します。

子どもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの推進

本市では、「子どもはまちの宝」として、子どもの権利を守り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指して、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を行い、子どもの目線で物事を考え、子どもも大人と一緒にまちづくりを行う主体・当事者として、子どもの意見を市政へ反映するなど、全庁挙げて「子どもにやさしいまちづくり」を進めてきました。

また、高齢者も障がい者も、誰もが地域の一員として、役割を持ち、地域で助け合い、支え合いながら、地域課題の解決に取り組むことができるよう、地域福祉を推進する地域力の向上や、誰もが安心して生活できる環境の整備など、「みんなで地域を守り育み、支え合うまちづくり」を進めてきました。

今後も、より一層市民と共に「子どもにやさしいまちづくり」と「地域で支え合うまちづくり」を推進し、子どもから高齢者まですべての市民の声や想いをまちづくりに生かし、誰もが幸せを感じ生き生きと暮らせる、誰にでもやさしいまちを目指します。

基本目標１　想いを実現できる活力と魅力があふれるまち
産業・観光

市民が身近な地域で働き、豊かな暮らしが実現できるよう、誰もが市内で働きたくなる多様な企業の誘致を積極的に展開し、魅力ある雇用の創出を図ります。

併せて、地域性を生かした起業・創業や新規就農にチャレンジしやすい環境づくりを進め、「何かを始めたい・何かをつくりたい」という想いを実現できる活力があふれるまちを目指します。

また、豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を生かした富谷ならではの観光スポットの充実を図るとともに、新たな特産品の開発などによる本市のブランド価値向上に取り組みます。

富谷市の魅力を積極的に発信し、市民には「住み続けたい、帰ってきたい」、市外の方には「また来たい、住んでみたい」と思ってもらえる、魅力あふれるまちを目指します。

▶ 施　策

（１）　産業創出
（２）　農業振興
（３）　地域ブランド創出・観光

基本目標２　快適で住み心地の良さを実感できる田園都市
都市基盤（公共交通・道路・公園・住宅・上下水道）

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人が豊かに暮らせる田園都市を形成してきました。

緑豊かな環境と利便性を併せ持っていることが本市の大きな特徴であり、これからも自然との調和を図りながら、計画的な市街地の開発と魅力向上に取り組みます。

また、市民の日常的な移動手段として重要な役割を担う公共交通は、新たな基幹公共交通システムの整備検討や、利用者のニーズに対応した市民バスの運行など、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通サービスの実現を目指します。

併せて、快適で住み心地の良い住宅地の整備や移動しやすい道路ネットワークの充実・強化を図り、日常生活の利便性と安全性の向上を図ります。加えて、安全・安心な水の安定供給と衛生的な水環境を維持するため、適切な上下水道施設の維持管理に取り組むなど、都市基盤の更なる充実を図ります。

▶ 施　策

（１）　土地利用
（２）　公共交通
（３）　道路
（４）　公園・住宅
（５）　上下水道

基本目標３　次代を担う子どもたちをみんなで育むまち
子ども・子育て・学校教育

富谷の大切な宝・財産である子どもたちが幸せでいることや、あふれる笑顔には、多くの人を幸せにする力があります。すべての子どもたちが幸せを感じ、夢と希望をもって健やかに成長できるよう、市全体で子どもたちを支えます。

そして、子どもの権利が保障され、まちの活動に活発に参加できるよう、子どもの意見を市政へ反映させるとともに、子どもの目線を大切にしながら「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。加えて、若者や子育て世帯が安心して、結婚・妊娠・出産・子育てが行えるよう切れ目のない支援と子育て環境の充実を図り、親子のウェルビーイングが向上する「子育てにもやさしいまち」を目指します。

また、本市の学校教育の特徴である学び合いの学習や調べる学習の推進、ICTの活用、国際理解教育などの時代に即した学びや多様な学びの場の提供により、子どもたちの自ら学ぶ力と確かな学力を育みます。併せて、家庭・地域・学校・行政が連携した学校づくりに取り組み、豊かな心と富谷への愛着を育みます。

▶ 施　策

（１）　子どもにやさしいまちづくり
（２）　子育て環境
（３）　子育て支援
（４）　教育環境・教育・学び
（５）　青少年健全育成

基本目標４　子どもから高齢者まで誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らせるまち
健康・福祉・医療・生涯学習・スポーツ・芸術文化

誰もが普段の暮らしに幸せを感じながら生き生きと暮らすためには、みんなで地域を守り、育み、支え合うことができる環境づくりが大切です。将来にわたって住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるよう、人と人がつながり、誰もが困った時に相談できる「みんなにやさしい、愛のある共生のまちづくり」に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで、誰もが必要に応じた医療・介護・生活への支援などを受けることができる包括的な体制の充実を図ります。

居場所があることや、自分の力を発揮できる場所があることは、幸せを実感するために重要な要素です。誰もが生涯を通じて学ぶことができる機会や世代間が交流する機会などを充実することで、心と体の健康維持や地域で暮らす活力の創出に取り組みます。

▶ 施　策

（１）　地域共生
（２）　健康・保健
（３）　高齢者支援
（４）　障がい者支援
（５）　医療
（６）　生涯学習
（７）　スポーツ
（８）　芸術・文化

基本目標５　安全安心で誰もが暮らしやすいまち
防災・防犯・交通安全・人権・男女共同・多文化

気候変動に伴い頻発する大雨や暴風、猛暑などの自然災害や大規模地震の発生などから市民一人ひとりの生命と暮らしを守るため、市民への情報発信を継続するとともに、市民の防災意識の向上や、自助・共助・公助を着実に進め、市民・地域・行政・関係機関が連携して防災対策の充実を図ります。

また、地域での見守り活動などを通じて、犯罪や交通事故の無い安全・安心な地域づくりを推進します。

年齢・性別・国籍などにかかわらず、互いの人権や多様性を尊重し、支え合い、共に暮らすことができる共生の地域づくりに取り組み、誰もが暮らしやすいまちを目指します。

▶ 施　策

（１）　防災・救急・消防
（２）　防犯・交通安全・消費生活
（３）　人権尊重・男女共同
（４）　多文化共生

基本目標６　未来へつなぐ環境にやさしいまち
自然環境・ゼロカーボン・環境衛生

本市の良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、継続的に市民への普及啓発活動に取り組むことにより、市民一人ひとりの地球環境問題に対する意識の向上や、生物多様性への理解促進を図り、自然との共生を目指します。

ゼロカーボンの実現に向けて、市民・企業などのあらゆる主体と連携・協力し、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、電気・燃料電池自動車の普及等に取り組みます。

併せて、再生可能エネルギーや水素エネルギーなど、地域で必要なエネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」の取組を推進します。

また、ごみの排出抑制と再資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

本市の豊かな自然環境や美しい田園風景を守り、都市機能と調和した、緑や季節の彩りを身近に感じることができる、環境にやさしく、富谷らしい田園都市を目指します。

▶ 施　策

（１）　自然環境
（２）　ゼロカーボン
（３）　エネルギーの地産地消
（４）　ごみ対策
（５）　生活環境

基本目標７　協働でつくる持続可能なまち
地域活動・協働・広報広聴・行財政経営

市民が必要としている情報や、市が知ってほしい情報を効果的に伝えるなど、開かれた市政を推進することにより、富谷をさらに知り、富谷を愛する市民を増やします。

市民一人ひとりが市への愛着や地域への誇りを持ち、地域の課題を自分ごととして捉えることで、市民が主体的に活動し、“市民力”を発揮することができる「市民が主役のまち」を目指します。併せて、市民の意見を市政に反映できるよう、これからも市民の声を大切に、市民と共にまちづくりに取り組みます。

今後も複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市民との協働や産官学の連携はもとより、多様な主体による協働を推進し、“オールとみや”の体制で様々な施策に取り組む持続可能なまちを目指します。

また、限られた経営資源を効率よく有効に活用した施策の実施や変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を図るなど、持続可能で安定した行政サービスを提供します。さらに、各分野においてDXを取り入れ、市民サービスの向上や効率的な行政経営に取り組みます。

▶ 施　策

（１） 地域活動・市民活動
（２） 市民参加・広報広聴
（３） 官民連携・多様な協働
（４） 行財政経営

３．将来人口及び人口フレーム

（１）将来人口

人口は、まちづくりの基本的な要素であり、地域活力の基礎となるものです。

国内の人口が緩やかに減少するなかで、本市は、仙台都市圏に位置する地理的優位性と豊かな生活環境を生かしたまちづくりを推進することにより、着実に人口が増加してきました。

今後は、本市においても少子高齢化の進行が予想されますが、新たな市街地形成に基づいた優良宅地の供給や積極的な子育て施策の推進、そして企業立地の推進など産業振興による豊かな地域経済と多様な雇用環境の整備により、若い世代の転入促進を図ることを通じて人口増加を目指します。

本市では、こうした各種施策を展開することで着実な人口増加を目指し、まちづくりの将来像として掲げる「住みたくなるまち日本一～100 年間ひとが増え続けるまち～」を実現するため、令和 42（2060）年度の目標人口を 60,000 人と設定します。

■富谷市の人口展望

令和 42（2060）年　60,000 人

（２）人口フレーム

本市は、東北地方の中枢都市「仙台市」に隣接した恵まれた立地条件を背景に、着実に人口が増加してきました。全国的に人口減少に転じている中、本市では、利便性と豊かな自然が調和した生活環境により、住宅需要は依然として高く推移していることから、今後も人口は着実に増加していくものと予測しています。

本市では「住みたくなるまち日本一～100 年間ひとが増え続けるまち～」を将来像として定めています。また、まちづくりの柱とする「緑豊かな自然と魅力ある都市が調和した田園都市の実現」に向けて、貴重な自然環境への影響に配慮しつつ、新たな住宅の供給による人口増加と、既存団地の有効利用による人口維持に努めることで、将来像の実現を目指していきます。

人口フレームは、本総合計画施行 5 年後にあたる令和 12 年の目標人口を「52,900 人」、10 年後にあたる令和 17 年の目標人口を「53,800 人」と設定し、計画前期の５年間で約 450 人、計画後期の５年間で約 900 人の人口増加を目指します。この目標に向けて各種施策を展開し、堅実な人口増加を目指していきます。

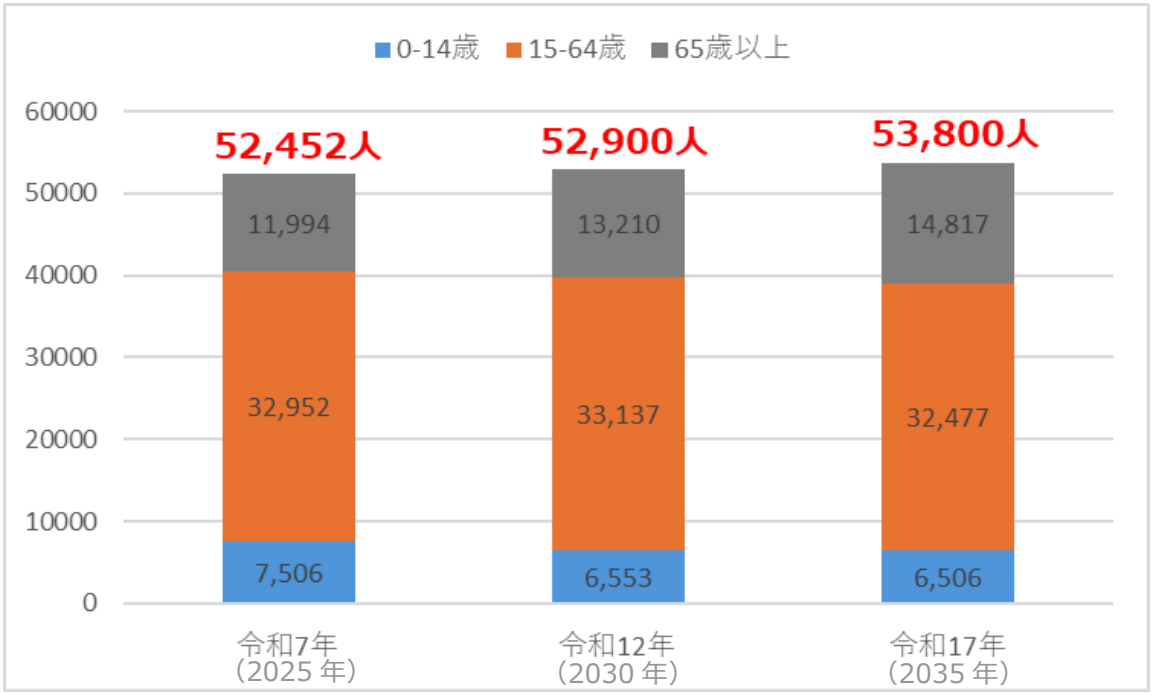

※令和７年は住民基本台帳に基づく実績値、令和１２年及び令和１７年は目標値。

4. 産業経済フレーム

本市では、「想いを実現できる活力と魅力があふれるまち」を基本目標の１つとして掲げています。多様な産業の誘致や育成を通して、魅力ある就労の場と雇用環境を創出し、市内就労者割合の拡大と市民一人あたりの所得の向上を目指すとともに、市内での経済活動の好循環を促すことで市民が豊かさを実感できるまちを目指していきます。

第一次産業に関しては、特産品のブランド化とスイーツ等による販路の拡大などを通して農業生産者の収入増を促すことで、若い担い手を確保・育成しながら、生産額と従事者数の維持を目指します。

第二次産業に関しては、積極的な企業誘致により優良企業の立地を促進しながら、地元雇用者数の増加と市民一人あたりの所得向上を目指します。また、起業者支援などを通して新たな産業を創出するなど、今後の市内経済活性化を牽引する産業への支援を図っていきます。

第三次産業に関しては、小売業、サービス業を中心に、今後も人口増加ペースに合わせた商業の成長を促進するとともに、10 年後に 53,800 人の人口を目指す本市にふさわしい、付加価値の高い地元サービス産業を育成し、経済的にも都市機能的にも豊かさを実感できるまちの創造を目指します。

産業経済フレームは、本総合計画施行５年後にあたる令和 12 年の目標市内総生産額を「156,500 百万円」、10 年後にあたる令和 17 年の目標市内総生産額を「178,600 百万円」と設定し、計画前期の５年間で約 31,500 百万円、計画後期の５年間で約 22,100 百万円の増加を目指します。この目標に向けて各種施策を展開し、堅実な成長を目指していきます。

令和 4 年度の本市の一人あたり市民所得は 3,093 千円で、仙台市に次ぐ宮城県内第 2 位に位置します。本市では、一人あたり市民所得について、10 年後の令和 17 年でも宮城県内上位 2 位以内の豊かさを誇ることを目標に掲げます。

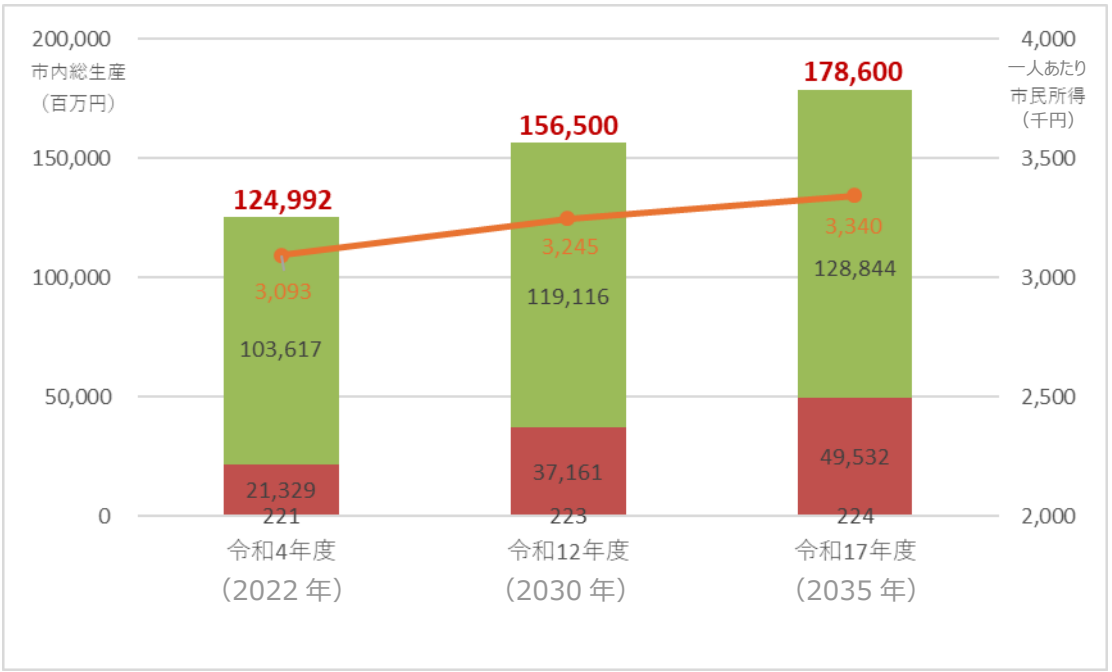

※令和４年の「市内総生産額」及び「一人あたり市民所得」は、宮城県市町村民経済計算に基づく実績値
※令和 12 年以降は、総合計画の戦略的施策展開による経済効果を期待して推計した数

5．土地利用

■土地利用の基本理念

本市のまちづくりの将来像として掲げている「住みたくなるまち日本一～100年間ひとが増え続けるまち～」の実現に資するため、市土は市民のための限られた資源・財産として認識し、公共の福祉を最大に優先します。

また、田園都市として、緑豊かな自然や農地などとの調和を図りながら、バランスの取れた都市機能の配置を進め、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる持続可能な市土の形成を図ることを基本理念とします。

■土地利用の基本方針

（１）適切な市土管理と機能的なまちづくりを実現する市土利用

自然的・社会的・文化的・歴史的諸条件を十分考慮し、森林、農地、宅地等相互の土地利用転換について、市土の有効利用と土地利用転換の適正化を図りながら、計画的かつ慎重に行います。

さらに、市土の利用目的に応じた区分に対応する土地需給量の調整を行い、市土の質的な向上を図ります。

（２）自然環境と景観等の保全・創出・活用によるバランスの取れた市土の形成と利用

住宅地や工業地などの都市的土地利用については、自然環境や生物多様性に配慮し、低・未利用地等の有効利用を促進し、計画的に良好な新市街地の形成を図ります。

また、農地、森林、河川などの自然的土地利用については、食料や林産物の供給の基礎的な基盤として農地の利用集積等を推進します。そして、市民のみならず、広く共有する財産として維持・保全に努め、災害に強く、自然と調和したバランスの取れた持続可能な市街地の整備を促進します。

（３）安全安心を実現する市土利用

東日本大震災等の地震のみならず、近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨などの災害に対しては、防災拠点の確保とともに、各種ライフラインの多重化・多元化、災害に強い市土及び市街地形成を進めます。

また、農業や森林の持つ市土保全機能の向上及び水系の総合的管理を進めるなど、市土の安全性を総合的に高めることで、将来にわたって豊かに安心して暮らすことのできる市土の形成を図ります。

（４）複合的な施策の推進と市土の選択的利用、ネットワーク型都市構造の形成

自然と調和した防災・減災の促進等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進し、市土に多面的な機能を発揮させることで土地の利用価値を高め、広域的な視点から各地域のバランスのとれた都市機能の配置を進めます。

また、拠点間の有機的・機能的な連携のもとに、コンパクトかつネットワーク型の都市構造の形成を図ります。

５．土地利用

（５）多様な主体と連携した市土利用

本市では市民活動団体による自然環境保護や景観保全などの取組が進められています。

適正な市土利用・管理を推進するに当たっては、市民や民間企業の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を推進します。